三　信託会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項
［イ・ロ　略］
ハ　各事業年度終了の日における保有する有価証券、電子決済手段及び暗号資産の取得価額、時価並びに評価損益
ニ　イに掲げる書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨
［四～六　略］
2　前項の規定にかかわらず、外国信託会社に係る法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。
［一・二　略］
三　支店の直近の二事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項
［イ・ロ　略］
ハ　各事業年度終了の日における保有する有価証券、電子決済手段及び暗号資産の取得価額、時価並びに評価損益
［四～六　略］
［3～7　略］
（法第五十条の二第十項に規定する信託財産に属する財産に関する事項の調査）
第五十一条の七　法第五十条の二第十項に規定する内閣府令で定める調査は、信託法第三条第三号に掲げる方法によって信託をしたときは、速やかに、次に掲げる事項につき、信託財産に属する財産の種類に応じて適正かつ合理的と認められる方法により行わなければならない。
一　次に掲げる信託財産に属する財産の種類に応じ、それぞれ次に定める事項
イ　有価証券（チ及びルに掲げる財産並びにリに掲げる財産に該当するものを除く。）　銘柄、数量その他の当該有価証券の内容を特定するために必要な事項
［ロ～ホ　略］
ヘ　金銭債権（リに掲げる財産に該当するものを除く。）　金銭債権の種類及び額（債権の種類ごとの総額で足りる。）、債権者及び債務者の氏名又は名称及び住所、担保の設定状況その他の当該金銭債権の内容を特定するために必要な事項
［略］
チ　信託受益権（リ又はルに掲げる財産に該当するものを除く。）　信託に係る信託財産を特定するために必要な事項及び当該信託の受益権の内容を特定するために必要な事項
リ　電子決済手段　種類、数量その他の当該電子決済手段の内容を特定するために必要な事項
ヌ・ル　［略］
ヲ　イからルまでに掲げる財産以外の財産　当該財産の種類、権利者の氏名又は名称及び住所その他の当該財産を特定するために必要な事項
二　［略］
［2・3　略］
（適用除外）
第五十一条の十　令第十五条の三第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一　賃貸借契約における賃貸人が賃貸借契約に付随して管理する金銭等を信託財産として信託法第三条第三号に掲げる方法によって信託をする場合

三　［同上］
［イ・ロ　同上］
ハ　各事業年度終了の日における保有する有価証券及び暗号資産の取得価額、時価並びに評価損益
ニ　イに掲げる書類について公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この条において同じ。）又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨
［四～六　同上］
2　［同上］
［一・二　同上］
三　［同上］
［イ・ロ　同上］
ハ　各事業年度終了の日における保有する有価証券及び暗号資産の取得価額、時価並びに評価損益
［四～六　同上］
［3～7　同上］
（法第五十条の二第十項に規定する信託財産に属する財産に関する事項の調査）
第五十一条の七　［同上］
一　［同上］
イ　有価証券（チ及びヌに掲げる財産を除く。）　銘柄、数量その他の当該有価証券の内容を特定するために必要な事項
［ロ～ホ　同上］
ヘ　金銭債権　金銭債権の種類及び額（債権の種類ごとの総額で足りる。）、債権者及び債務者の氏名又は名称及び住所、担保の設定状況その他の当該金銭債権の内容を特定するために必要な事項
［同上］
チ　信託受益権　信託に係る信託財産を特定するために必要な事項及び当該信託の受益権の内容を特定するために必要な事項
［号の細分を加える。］
リ・ヌ　［同上］
ル　イからヌまでに掲げる財産以外の財産　当該財産の種類、権利者の氏名又は名称及び住所その他の当該財産を特定するために必要な事項
二　［同上］
［2・3　同上］
（適用除外）
第五十一条の十　令第十五条の三第九号に規定する内閣府令で定める場合は、賃貸借契約における賃貸人が賃貸借契約に付随して管理する金銭等を信託財産として信託法第三条第三号に掲げる方法によって信託をする場合とする。
［号を加える。］